

事 務 連 絡

平成21年11月27日

鹿児島労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成20年3月31日付け基発第0331006号（改正平成21年3月31日付け基発第0331026号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない

記



事 務 連 絡

平成21年11月27日

宮城労働局労働基準部

労災補償課長 殿

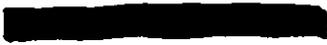
厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成20年3月31日付け基発第0331006号（改正平成21年3月31日付け基発第0331026号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 道 絡

平成21年11月27日

岐阜労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成20年3月31日付け基発第0331006号（改正平成21年3月31日付け基発第0331026号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



享 務 連 絡

平成 21 年 11 月 27 日

埼玉労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成21年11月27日

愛媛労働局労働基準部

労災補償課長 殿

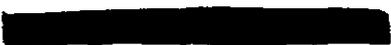
厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成20年3月31日付け基発第0331006号（改正平成21年3月31日付け基発第0331026号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事務連絡

平成21年11月27日

富山労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成20年3月31日付け基発第0331006号（改正平成21年3月31日付け基発第0331026号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記

